

第1回 羽島市成年後見制度利用促進委員会

令和6年1月24日（水）午後3時30分から
羽島市役所 4階 406会議室

会議次第

1 開会

2 課長あいさつ

3 議 事

(1) 羽島市成年後見支援センターの状況について 資料1

(2) 次期羽島市成年後見制度利用促進基本計画について 資料2

4 閉会

羽島市成年後見制度利用促進委員会委員名簿

| 氏 名 | 所 属 名 |
|--------|----------------------------------|
| 安田 和広 | 岐阜県弁護士会 |
| 平野 瞬 | 公益社団法人成年後見センター リーガルサポート 岐阜県支部 |
| 多和田 充宏 | 岐阜県社会福祉士会 |
| 田中 文詞 | 社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会 |
| 杉田 昌利 | 社会福祉法人 伝心会 |
| 木田 宏之 | 羽島市居宅介護支援専門員協議会 |
| 吉川 美知子 | 社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会 |
| 山田 しのぶ | 社会福祉法人 万灯会 |

○羽島市成年後見制度利用促進委員会設置要綱

令和2年7月15日

告示第161号

改正 令和4年1月25日告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市附属機関設置条例（平成26年羽島市条例第2号）第2条の規定に基づき、羽島市成年後見制度利用促進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 羽島市成年後見支援センター（羽島市成年後見制度等利用促進事業実施要綱（令和4年羽島市告示第11号）第2条第1項に規定する羽島市成年後見支援センターをいう。）の運営及び評価に関する事
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する事
- (3) 成年後見制度に係る関係機関との連携体制整備に関する事
- (4) 認知症の症状、知的障がい、精神上的の障がい等がある者の権利擁護に関する事
- (5) 成年後見制度の利用の促進に係る基本計画の策定に関する事
- (6) その他成年後見制度に関し、市長が必要と認める事

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 高齢者及び障がい者等に係る相談支援機関の職員
- (5) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た個人情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、次の各号に掲げる所掌事務に応じて当該各号に定める課が処理する。

- (1) 第2条第1号から第4号までに関すること。 健幸福祉部高齢福祉課
- (2) 第2条第5号に関すること。 健幸福祉部福祉課
- (3) 第2条第6号に関すること。 健幸福祉部福祉課又は健幸福祉部高齢福祉課

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月15日から施行する。

附 則 (令和4年1月25日告示第12号)

- 1 この告示は、令和4年1月25日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行日以後に委嘱した委員の任期について適用し、同日前に委嘱した委員の任期については、なお従前の例による。

羽島市成年後見支援センターの運営状況について

1 相談件数

34件（令和5年12月末日時点）【前年同期48件】

【内訳】

| | |
|------|-----|
| 高齢者 | 23件 |
| 障がい者 | 7件 |
| その他 | 4件 |

相談内容

| | 制度説明 | | | | | | 市長 申立て | その他 | 計 |
|------|----------|------------|------------|----------|----------|------------|-----------|-----|----|
| | 制度 概要 | 法定後 見制度 | 任意後 見制度 | 身上 保護 | 財産 管理 | 書類作 成支援 | | | |
| 高齢者 | 7 | 5 | 1 | 0 | 5 | 0 | 4 | 7 | 29 |
| 障がい者 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 8 |
| その他 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| 計 | 10 | 6 | 2 | 0 | 6 | 1 | 7 | 9 | 41 |

※1件の相談に複数の相談内容がある場合があるため、相談件数とは一致しない。

2 アセスメント会議 及び 受任者調整会議 開催件数

0件（市長申立ての依頼なし）【前年度2件】

3 支援方針会議 開催件数

0件【前年度2件】

4 後見業務の現況確認

2件

※令和4年度に当センターがアセスメント会議に諮った2件に対して、支援方針に対する現在の状況等を成年後見人に確認。

5 広報・啓発活動

- ・社協はしま、社協情報（ポスター）、ホームページ
- ・パンフレット（別紙：センター紹介）を配布
市役所、金融機関、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）、障がい相談支援事業所など（計69カ所）、民生委員児童委員
- ・チラシ（別紙）を自治会回覧板で回覧、民生委員児童委員などへ配布

- ・地域団体等へ説明（3団体）
 - 羽島市民生委員児童委員協議会 老人部会・障害部会（60人参加）
 - 足近町民生委員児童委員協議会（10人参加）
 - 羽島市障害者総合支援協議会 相談支援部会（11人参加）
- ・居宅介護支援事業所などを訪問し、制度利用やセンターの運営について情報提供。
- ・成年後見制度利用促進講演会を開催
 - 令和5年12月2日（土）不二羽島文化センター
 - 「どんなことするの？成年後見人 ～成年後見人の役割を考える～」
 - 講師：（公社）成年後見センター・リーガルサポート岐阜県支部
栗山 昌治 氏
 - 参加者：73人

6 現状の「課題」と今後の「方針」

①課題＝相談件数の低迷

方針＝成年後見制度について、地域住民や福祉専門職等と接触する機会を増やし、気軽に話せる場を設けて相談しやすい環境づくりに努める。

（コミセン区域や、福祉事業所単位での説明・相談会の開催など）

②課題＝アセスメント会議の運用

方針＝市長申立て案件以外にも必要に応じて会議を開催し、ケース検討や制度利用促進、センター運営における課題などについても協議し、委員からの助言や情報提供などを受けて改善に取り組む。

成年後見制度利用促進基本計画の地域福祉計画への包含について

羽島市成年後見制度利用促進基本計画

令和4年1月策定

(令和3～5年度)

| | |
|-------|--------------------------|
| 基本目標Ⅰ | 成年後見制度利用促進のための体制整備 |
| 施策1 | 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備 |
| 施策2 | 地域連携ネットワークへの参加 |
| 施策3 | 地域連携ネットワークの中核となる機関 |
| 基本目標Ⅱ | 成年後見制度の利用促進 |
| 施策1 | 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備 |
| 施策2 | 不正の防止と安心して利用できる環境整備 |
| 基本目標Ⅲ | 専門職団体等との連携 |
| 施策1 | 官公庁との連携 |
| 施策2 | 各団体・機関等との連携 |

第3期羽島市地域福祉計画（案）

令和6年3月策定予定

(令和6～10年度)

| |
|---|
| 権利擁護の支援体制の構築 市・社会福祉協議会等の取り組み |
| 継続 (地域連携ネットワークの充実) |
| 継続 (地域連携ネットワークの充実) ・羽島市成年後見制度利用促進委員会 設置済み |
| 継続 (地域連携ネットワークの充実) ・羽島市成年後見支援センター（中核 機関）設置済み |
| 権利擁護の支援体制の構築 市・社会福祉協議会等の取り組み |
| 継続 (成年後見制度の周知) (地域連携ネットワークの充実) (市民後見人の育成を推進) |
| 継続 (地域連携ネットワークの充実) |
| 権利擁護の支援体制の構築 市・社会福祉協議会等の取り組み |
| 継続 (地域連携ネットワークの充実) |
| 継続 (地域連携ネットワークの充実) |



○権利擁護の支援体制の構築（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度の周知・啓発に努め利用促進を図り、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用支援を展開します。



市民の取り組み

- ご自身やご家族の将来を具体的に考えてみましょう。
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を活用しましょう。



地域の取り組み

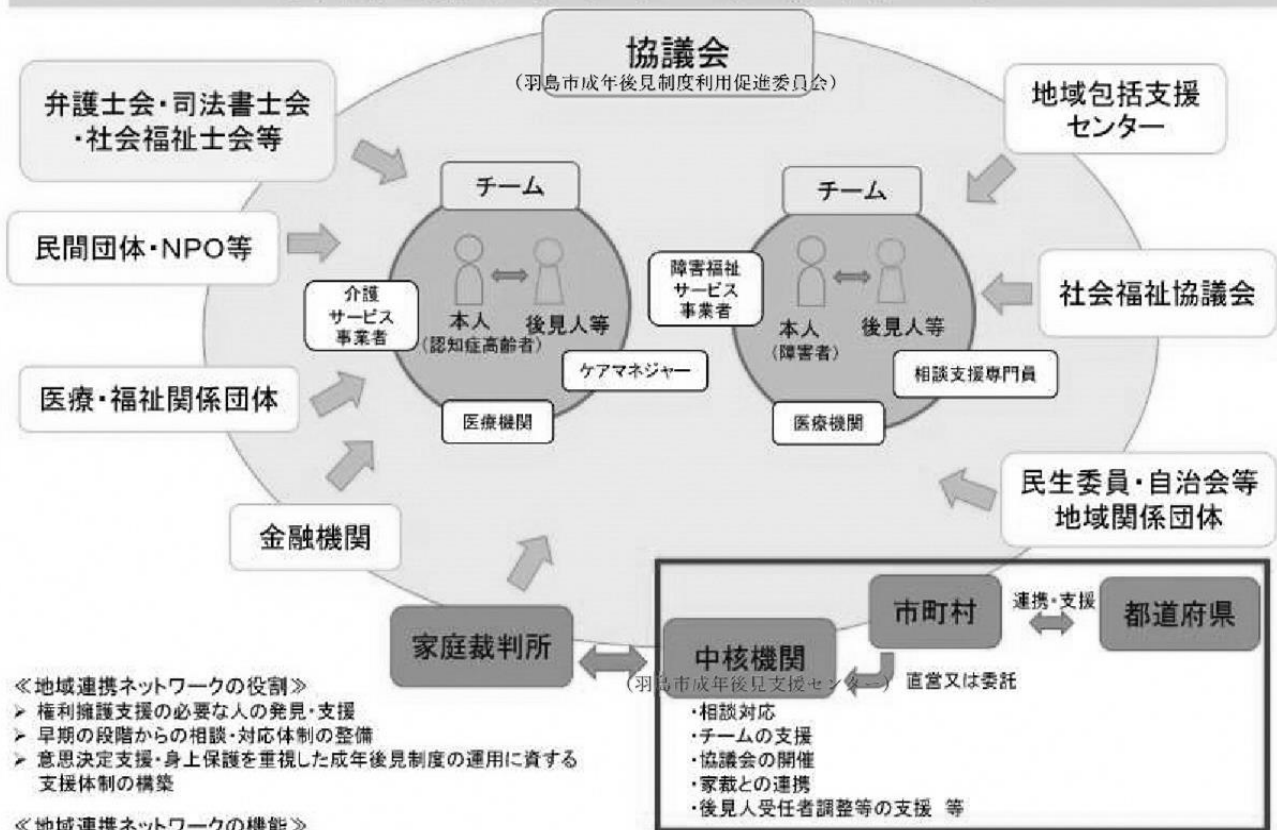
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進を図るため、情報共有をしていきましょう。



市・社会福祉協議会等の取り組み

- 判断能力が低下した人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等のサービス利用支援と、それに付随した金銭管理を行います。
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進を図るため、周知します。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関（成年後見支援センター）において、相談支援等を通じた成年後見制度の利用促進を図ります。
- 家庭裁判所や専門職団体等の関係機関と連携し、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの充実に努めます。
- 市民後見人の育成を推進します。

地域連携ネットワークのイメージ



≪地域連携ネットワークの役割≫

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

≪地域連携ネットワークの機能≫

・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム:本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

(出典:内閣府・厚生労働省資料)